

三重県後期高齢者医療広域連合広域計画（第 5 期）の策定について

1 趣旨

三重県後期高齢者医療広域連合広域計画（以下「広域計画」という。）は、地方自治法第 291 条の 7 の規定に基づき策定するもので、後期高齢者医療制度の運営にあたって、三重県後期高齢者医療広域連合（以下「広域連合」という。）及び三重県内全市町（以下「関係市町」という。）が相互に役割を担い、連携を図りながら施策を総合的かつ計画的に実施するための基本的な事項を定めるものです。

2 策定方法

第 4 期広域計画を継承しつつ、今日の現状や課題を踏まえ策定します。

3 基本方針

「高齢者の医療の確保に関する法律(昭和 57 年法律第 80 号)」に基づき、広域連合と関係市町は緊密な連絡調整を図りながら、医療費の適正化と制度の適正で円滑な運営に努めるとともに、広域化のスケールメリットを生かした財政の安定化を図ります。

4 広域連合及び関係市町が行う事務

広域連合と関係市町が明確な役割分担のもと相互に連携・協力しながら、適正かつ効率的に事務処理を行います。

5 広域計画の期間及び改定

令和 9 年度から令和 13 年度までの 5 年間

※ただし、社会情勢の変化等により広域連合長が必要と認めたときは、議会の議決を経て、随時改定を行うこととします。

6 策定スケジュール

令和 8 年 8 月 5 日	運営協議会に原案を提示・意見聴取
令和 8 年 11 月 13 日	令和 8 年第 2 回定例会に素案提示
令和 8 年 12 月	パブリックコメント実施
令和 9 年 1 月	運営検討会議に報告
令和 9 年 2 月 10 日	令和 9 年第 1 回定例会に議案を上程
令和 9 年 3 月	運営協議会に報告